

令和元年第8回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月23日(金)午後1時55分から午後2時20分

2. 開催場所 すこやかセンター 2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

11番 水谷 茂樹 (会長)	9番 出口 宣伸 (会長代理)	
1番 高田 秋光	2番 北清 裕邦	3番 藤崎 正雄
4番 松田 力	5番 善岡 浩樹	6番 大場 信一
7番 川本 和幸	8番 中村 広治	10番 植松 春雄

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の選出
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農政報告
- 第4 農業委員会会務報告
- 第5 議事参与の制限
- 第6 報告第11号 農業者年金裁定請求の進達について(新制度・老齢年金)
- 第7 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届け出について
- 第8 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・中村将平主査・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事

7. 参与

細川直洋産業課長 (欠席)

8. 会議の概要

事務局長〈南〉

ただ今から、令和元年第8回農業委員会総会を開会します。
水谷会長に挨拶をいただき議事進行をお願いします。

議長 (水谷会長)

清水ひまわりさんが来まして

ひまわりまつりも盛況 メロン・すいかまつりも未だかつてなく2時間ほどで完売するという非常事態となりました。

また盆踊りも無事終わったようです、あさっての運動会は大丈夫か心配です。

また、これから一気に収穫の秋を迎えますが、そばは、天候等で収穫に関してちょっと苦しんでいます。

皆様の今までの努力が報われることを願っております。

今日また、農地パトロールがございますので、宜しく願いいたします。

議 長

それではこれより令和元年第8回農業委員会総会を開会いたします。

議 長

それでは、日程第1の会議録署名委員につきましては、指名させていただきます宜しいでしょうか。

委 員

異議なし

議 長

それでは、会議録署名委員に、8番 中村委員、9番 出口委員の両名を指名します。お願いいたします。

議 長

日程第2
会議書記には、事務局 南局長、中村主査、滝上推進員、手嶋主事を配置します。

議 長

日程第3 事務局長よりより農政報告であります但し細川課長諸用により欠席しておりますが南局長より説明願います。

南 事務局長

令和元年第33回ひまわりまつりひまわりの里入り込み速報を報告します。

別紙をご覧ください。

開園期間は、7月20日より8月20日までの32日間前年より5日短い開催期間となっております。

入り込み数は、286,000人で6.7%の増となっております。

事故もなく全日程を終了しました。

ひまわりの播種は順調に行われましたが、播種後雨が降らず開花の遅れが心配されましたが、オープン式には一部の畑で7分咲きとなりました。

ひまわりの里の整備については、展望台の補修、浄化槽の移設行い。イベントは昨年に引き続き、花火大会・ライトアップ、スーちゃんのひまわりコーナーを開設しました。先ほど会長の話にもありましたが観光大使に清水ひまわりさんを委

嘱し話題となりました。

いい花をさかせるための協力金につきましては、前年度より10万円増の2,980千円のご協力をいただき、もう少しで300万円に達するところでした。期間は短かったですが入り込み人数や募金は多く集まることができました。

裏面は、過去の入り込数の推移が記載されております。

以上で報告を終わります。

議 長

日程第4 議事参与の制限については、日程第8 議案第19号と日程第9 議案20号において高田委員と善岡委員が議事参与制限が掛かりますので宜しくお願いします。

議 長

日程第5 委員会会務報告について、事務局から報告願います。

事務局長

4ページをお開きください。【4ページ朗読説明する。】

議 長

これから、報告2件と議案2件の審議を行います。
農業者年金の裁定請求の進達について、事務局より説明願います。

事務局長

5ページをお開きください 報告第11号 農業者年金裁定請求の進達について（新制度・老齢年金）

農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係る特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和元年8月23日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹
6ページをご覧下さい。

番号 123番

氏 名 [REDACTED] さん

住 所 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

進 達 日 [REDACTED]

年金加入期間は、平成14年1月1日～平成19年3月23日
で62ヶ月

満65歳未満の支給繰上の裁定請求となります。

以上で説明を終わります。

議 長

皆さんの方で何かございますか。

委 員

【質疑等なし】

議長

次に日程第7 報告第12号 農地法第3条第1項の規定による相続の届出について、事務局より説明願います。

事務局長

8ページをお開き下さい

報告第12号 農地法第3条第1項の規定による相続の届出についてについて

令和元年8月23日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹
次のページをご覧ください。

届出は、

さんが、平成31年3月14日に亡くなり相続したものであります。

西川 合計7筆
面積 110,655㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長

質疑等ございませんか。

委員

【質疑等なし】

議長

次に日程第8 議案第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局より説明願います。

受理番号31-6と31-7について高田委員に議事の制限がかかります。一括で提案願います。

事務局長

9ページをお開き下さい。議案第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条の規定により、合意解約のあった別紙の者について議決を求める。

令和元年8月23日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹
10ページをお開き下さい。

受理番号 31-6 貸主

借主

今年4月22日から令和11年12月31日までの賃貸契約でしたが、北海道農業公社に売買するため令和元年7月22日合意解約をいたしました。

三谷 合計 田2筆 面積9,233㎡となっております。

続きまして11ページをご覧ください。

受理番号 31-7

貸主

借主

で先ほどと同じ

く、今年4月22日から令和元年12月31日までの賃貸契約でしたが、北海道農業公社に売買するため令和元年7月22日合意解約をいたしました。

三谷 [REDACTED] 合計 田3筆 面積13,117㎡となっています。位置については、資料1ページをご覧ください。説明を終わります。

議長 皆さんの方で何かございますか。

委員 【質疑等なし】

議長 質疑等がありませんので採決します。
承認される方は、挙手願います。

委員 【全員挙手】

議長 受理番号 31-6 31-7 について、原案通り承認いたします。

次に受理番号31-8について引き続き [REDACTED] が議事の参与に制限が掛ります。
説明願います。

事務局長 12ページをごらん下さい。

受理番号 31-8

貸主 [REDACTED]

借主 [REDACTED]

三谷 [REDACTED] 田1筆 面積が8,049㎡です。

この案件につきましても、今年4月22日から令和元年12月31日までの賃貸契約でしたが、北海道農業公社に売買するため令和元年7月22日合意解約をいたしました。

位置については、資料1ページをご覧ください。

議長 皆さんの方で何かございますか。

委員 【質疑等なし】

議長 質疑等がありませんので採決します。
承認される方は、挙手願います。

委員 【全員挙手】

議 長

受理番号 31-8 について、原案通り承認いたします。
[] に、議事の参与制限を解きます。
次に合意解約 受理番号 31-9 について事務局より説明
願います。

事務局長

13 ページをご覧ください。

受理番号 31-9

貸主 []

借主 []

平成 22 年 5 月 6 日から令和 3 年 5 月 5 日までの賃貸契約
でしたが、北海道農業公社に売買するため令和元年 8 月 5 日
合意解約をいたしました。

美葉牛 [] 合計 田 8 筆 面積 88,836 m²と
なっています。

位置については、資料 2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長

この件に関し質疑等ございませんか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

合意解約 受理番号 31-9 について、原案通り承認いた
します。

議 長

次に日程第 9 議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法第
18 条の規定による農用地利用集積計画について、事務局よ
り説明願います。

なお、番号 31-賃-17 と 31-売-18 は関連がありますので
一括して提案し、31-売 19 から 21 についても関連がありま
すので一括として提案いたします。

事務局長

14 ページをお開き下さい。議案第 20 号 農業経営基盤強
化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、北竜町か
ら決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議
決を求める。

令和元年8月23日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹
番号 31-賃-17 と 31-売-18 を一括で説明します。

11 ページをお開き下さい。

番号 31-賃-17

借主

貸主

権利 賃貸借

期間 令和元年8月26日から令和5年12月31日

賃借料 反当 〇〇〇〇円×〇〇〇〇で 〇〇〇〇円です。

賃借料の支払いは、毎年11月30日までに指定口座に振り込む

賃貸の土地は、前案件の合意解約の土地であり、農業公社の合理化事業に乗れなかった土地です。

美葉牛 〇〇〇〇田で面積422㎡です。

次に、16 ページをお開き下さい。

番号 31-売-18

買い主は、札幌市 北海道農業公社

売り主は、

所有権 売買による所有権の移転です。

移転時期 令和元年8月26日

売買価格 〇〇〇〇〇円

地番70番台が 水張り455㎡ 反当 〇〇〇〇円

地番200番台が 水張り397㎡ 反当 〇〇〇〇円

対価の支払い期限 令和元年10月11日

土地の引き渡し時期は、対価の支払日となります。

美葉牛 〇〇〇〇 地目は田で面積88,414㎡となっています。

以上で説明を終わります。

議長

委員

議長

この件に関し質疑等ございませんか。

【質疑等なし】

質疑等がありませんので採決します。

承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 31-賃-17 と 31-売-18 について、原案通り承認いたします。

議長

次に 31-売 19 から 31-売 20 について事務局より説明願います。なお、[REDACTED] について制限が掛りますますので宜しくお願いします。

事務局長

番号 31-売-19 と 31-売-20 を一括で説明します。
17 ページをお開き下さい。

番号 31-売-19

買い主は、札幌市 北海道農業公社

売り主は、[REDACTED]

所有権 売買による所有権の移転です。

移転時期 令和元年 8 月 26 日

売買価格 [REDACTED] 円

水張り 92 坪 反当 [REDACTED] 円

対価の支払い期限 令和元年 10 月 11 日

土地の引き渡し時期は、対価の支払日となります。

三谷 [REDACTED] 地目は田で面積 9,233 m² となっています。

次に、18 ページをお開き下さい。

番号 31-売-20

買い主は、札幌市 北海道農業公社

売り主は、[REDACTED]

所有権は、売買による所有権の移転です。

移転時期 令和元年 8 月 26 日

売買価格 [REDACTED] 円

水張り 92 坪 反当 [REDACTED] 円

対価の支払い期限 令和元年 10 月 11 日

土地の引き渡し時期は、対価の支払日となります。

三谷 [REDACTED] 地目は田で面積 13,117 m² となっています。

以上で説明を終わります。

議長

この件に関し質疑等ございませんか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。
承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 31-売-19 と 31-売-20 について、原案通り承認いたします。[]の議事の参与制限を解きます。

議長

次に 31-売 21 について事務局より説明願います。なお、[]について制限が掛りますますので宜しくお願いします。

事務局長

次に、19 ページをお開き下さい。

番号 31-売-21

買い主は、札幌市 北海道農業公社

売り主は、[]

所有権は、売買による所有権の移転です。

移転時期 令和元年 8 月 26 日

売買価格 [] 円

水張り 77 ㎡ 反当 [] 円

対価の支払い期限 令和元年 10 月 11 日

土地の引き渡し時期は、対価の支払日となります。

三谷 [] 田 1 筆のみで、面積 8,049 ㎡となっています。

以上で説明を終わります。

議長

この件に関し質疑等ございませんか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。
承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 31-売-21 について、原案通り承認いたします。
[]の議事の参与制限を解きます。

議長

以上を持ちまして令和元年第 8 回 総会を閉会します。
今総会に提案された議案について、全て終了いたしました。

議 長

8 番委員

9 番委員
